## インフルエンザ罹患による欠席報告書

滋賀県立米原高等学校

年	組	番	生徒名		

発病した日		年	• •	-	
75%, 6.12.1	発熱、倦怠感などの症状がみられた日				
医療機関受診日		年	月	日	
受診した医療機関					
(病院・医院の名称)		}	病院・医院	・クリニック・診療所	
=A stor - 1 . 1 . 4	インフルエンザ				
診断された病名		(A型	• B型	・医師の臨床診断)	
Δ71±4 1 → □		<i>F</i> -	-		
解熱した日		年	月	日	
学校を欠席した期間		年	月	日から	
校長が指示する出席停止期間と必ず 一致するものではありません。		年	月	日まで	
<b>举共加加</b>	発症した後、発熱の翌	日を1日目	ョ として5日	を経過し、かつ、解	
学校保健法 基準 	熱した後2日を経過す	るまで			

医師の指示に従い、学校を欠席(自宅療養)したことを報告します。

添付書類:	• 診療報酬明細書	(写)
//以一】		\ <del></del> /

•調剤明細書(写)

・その他(

(インフルエンザの罹患がわかる書類の添付)

滋賀県立米原高等学校長宛

	年	月	日	
保護者名				印

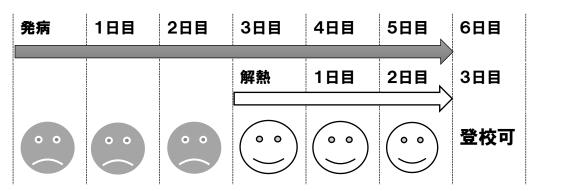
## インフルエンザによる出席停止期間について

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。インフルエンザ発症後、学校へ登校するには下記の2つの条件を両方満たす必要があります。

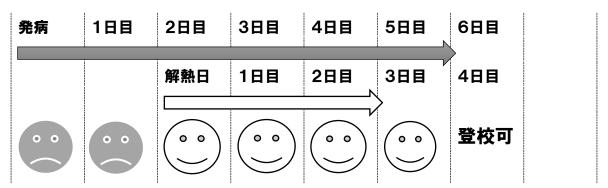
- ・解熱後2日が経過していること
- ・発症後5日が経過していること

発症とは発熱の症状が現れたことを指します。

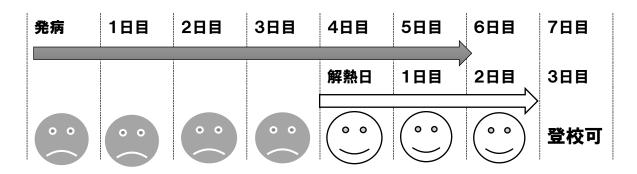
日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。



この場合、発症後6日目に登校できます。



この場合、解熱して2日経過しても、発症後5日が経過していない為、すぐには登校できません。 発症後6日目に登校できます。



この場合、発症後5日が経過していても、解熱後2日は経過していない為、登校できません。 発症後7日目に登校できます。